



福祉サービス第三者評価のご案内

サービスの質の確保と向上を目指して

特定非営利活動法人 **福祉総合評価機構**

〒850-0045 長崎県長崎市宝町5番5号 HACビル内
TEL 095-841-8008

E-Mail info@npo-fukushi.net

■ 特定非営利活動法人 ■
■ **福祉総合評価機構** ■

第三者評価事業ってなに？

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業のことをいいます。

目的はなに？

- 個々の事業者が事業運営における問題点を把握しサービスの質の向上に結びつける。
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目指す。

取り組む意義は？

保育園にとっては

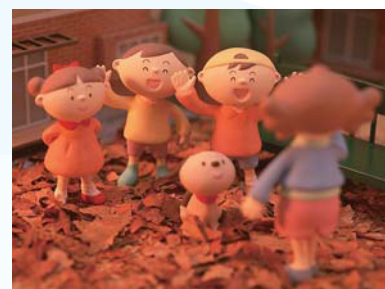
第三者評価に取り組むことによって、自ら改善点を把握しサービスの質の向上につなげるきっかけとなります。

保護者にとっては

自分が利用している保育園のサービスの状況を把握したり、他と比較して利用する選択の目安にすることができます。また保育園自ら改善点に気づき取り組むことで、園児や保護者はよりよいサービスを受けられるため、結果として利用者が安心して笑顔になる事業であるといえます。

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構評価者とは

- 長崎県の評価者要件を満たす評価者で構成しています。
- 会社経営者、会計、税務、保育、福祉、医療などの専門家です。
- 子育て経験のある一般市民的な視点を持つ評価者です。
- 私たちは、独自に福祉サービス第三者評価の保育所評価のみの研修を実施し、保育所の評価について評価者の質の向上に努めています。



第三者評価は

行政指導監査ではありません。

児童福祉法や行政通知などと照合して指導指摘するものではなく、「保育所保育指針」を基本に保育の内容や園長、職員の仕事に取り組む姿勢、園児の観察などから質の評価を行うものです。

評価者の主観的な評価が下されるものではありません。

評価者は長崎県福祉サービス第三者評価養成研修を受講し認定された者であり、客観的事実の把握と冷静な観察力を備え、評価基準について十分に理解し、評価にあたります。

計画と事実との整合性が問われます。

年間計画や指導計画でたくさんの計画が作られますが現場で行われている事実が合っているか、本当に行っているのかを記録やヒヤリングから評価します。

園のお考えや取り組みを積極的にアピールしてください

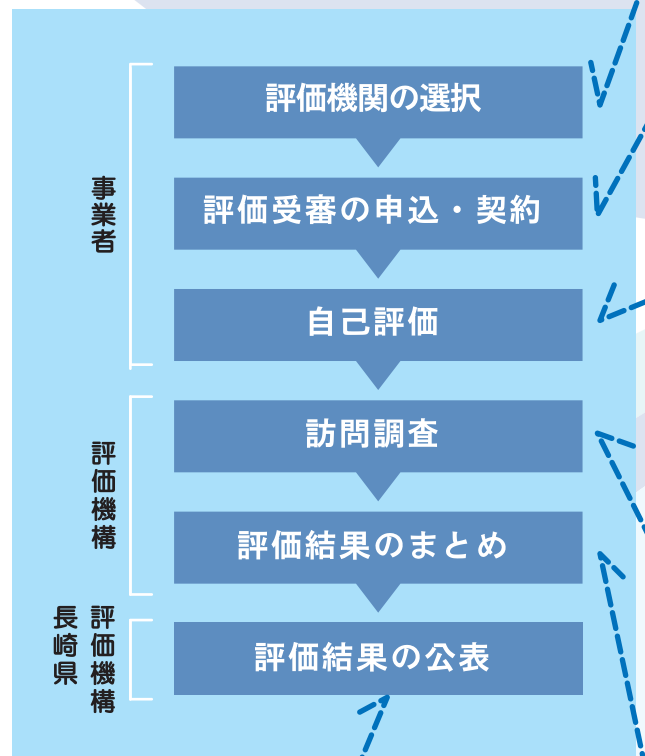
評価者は資料や聞き取りから客観的に評価しますが、限られた時間内で、より園の実態に近い姿を把握するためには、保育園側のご協力も不可欠です。園の取り組みや、その背景にある園のお考え（理念・方針）を積極的に評価機関にお知らせください。

長崎県が定める評価項目と評価基準に基づいて評価を行います。

評価調査は、長崎県の定める基準に基づいて行います。
長崎県の評価項目数は
福祉サービス共通評価基準53項目
保育所個別評価基準24項目
あわせて77項目となっています。

受審の標準的な流れ

第三者評価受審までは、以下の図のような流れになります。契約締結から評価結果報告までの期間はおおよそ3ヶ月です。この期間は自己評価の提出と受審日までの日数などによって変わります。契約締結後は自己評価作成に向けて職員の方々と一緒に取り組みましょう。また保護者の方々にアンケートの協力をお願いしましょう。訪問調査の日は普段と変わらない保育現場であることが大切です。調査日だけ特別な日にならないようにしましょう。評価結果報告が届いたら、よりよいサービスの質の向上に結びつく項目を職員の方々にも知らせ、全員で取り組みましょう。



評価機関の選択

長崎県が認証した評価機関から評価を依頼する機関を選択します。評価機関は長崎県保健福祉部社会福祉課のホームページに掲載されています。
https://www.pref.nagasaki.jp/s_fukushi/daisansya/

評価受審の申込・契約

当機構では申込みがあると評価方法と業務の流れ、保育園に依頼する事項等の説明に伺います。双方の合意にて評価業務委託契約を締結します。

自己評価

自己評価は園長をはじめ職員全員で取り組むべきものです。日々の仕事について振り返る機会にもなります。ぜひ皆さんで取り組んでください。

利用者アンケート

利用者（保護者）アンケートは、無記名で直接当機構に届きますから率直な意見、要望などが現れます。普段は気づかない利用者の声がわかる機会にもなります。

書面調査

評価者は事前に届いた自己評価、プロフィール、その他の資料を訪問までに点検し、訪問調査の準備をします。

訪問調査

当日は、午前10時に訪問し、午後5時まで園内にて評価業務を行います。園内の見学は特に給食時間帯を中心に行います。

評価結果の公表

結果の公表については、保育園の合意が必要です。
インターネットを利用したホームページ
「WAM-NET(ワムネット)」
<http://www.wam.go.jp/>
「長崎県福祉保健部社会福祉課」
http://www.pref.nagasaki.jp/s_fukushi/daisansya/
「特定非営利活動法人 福祉総合評価機構」
<http://www.fukushi-hyouka.net/>
にて公表されます。
もちろん、受審保育園のホームページでの公表もできます。



評価結果のまとめ

担当評価者は、合議を重ねて結果をとりまとめます。その結果は当機構内の複数の審査員にて検討、審議され、評価結果の決定となります。

評価結果の報告（保育園）

評価結果は郵送にてお届けします。内容に異議、質問がある場合には担当評価者が合意形成まで責任を持って行います。

評価結果の報告（長崎県）

合意された評価結果は、保育園のコメントを加えて長崎県に当機構が提出します。県から受領した旨の文書が保育園に届きます。